

生食輸発0706第2号
平成29年7月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産カルダモンの未成熟果実のトリアゾホス、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のピリミホスメチル及びベトナム産不発酵茶のトリアゾホス)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成29年6月21日付け生食輸発0621第3号。以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、ベトナム産不発酵茶のモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、ベトナム産不発酵茶に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、インド産カルダモンの未成熟果実のトリアゾホスの項については、モニタリング通知の別表第2から削除し、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のピリミホスメチルの項については、モニタリング通知の別表第2及び別表第3(製造者、製造所、輸出者及び包装者がAIRE PLAN INTERNATIONAL INCのものに限る。)から削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成29年7月6日	ベトナム	不発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)	NUPRO VIETNAM JOINT STOCK COMPANY